

## 三島市高齢者運転免許返納支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自動車運転免許証を返納した高齢者に対して、高齢者運転免許返納支援バス・タクシー・伊豆箱根鉄道利用助成券(以下「助成券」という。)を交付することにより、自動車運転免許返納制度の利用促進を図り、もって高齢運転者による交通事故の発生を防止することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、70歳に達した者が、平成24年4月1日以降に自らが所有する有効期間内の自動車運転免許を全部返納した者とする。

### (申請)

第3条 助成券の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)または同一世帯に属する者は、「高齢者運転免許返納支援バス・タクシー・伊豆箱根鉄道利用助成券交付申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

### (助成券の交付等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、助成券(様式第2号)を交付する。

2 助成券1枚当たりの券面金額は100円とし、100枚を1回限り交付するものとする。

### (助成券の使用方法)

第5条 助成券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が、バス・タクシー・伊豆箱根鉄道に乗車しようとするときもしくは乗車したときは、当該運賃を助成券より支払うことができるものとする。なお、助成券に対して、つり銭は支払われないものとする。利用枚数の制限はないが、定期券・回数券の購入には利用できないものとする。他の助成券との併用は可能とする。

### (助成券の使用期間)

第6条 助成券の使用期間は、助成券交付の日から起算して2年を経過した日までとする。

### (助成券の利用交通機関)

第7条 助成券の利用交通機関は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 三島市を営業区域とする次の表に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する路線バス(高速自動車国道を走行するものは除く。)とする。

伊豆箱根バス株式会社
伊豆箱根交通株式会社
富士急シティバス株式会社
株式会社東海バス
富士急静岡タクシー株式会社

(2) 三島市内に事業所・営業所を置く、又は三島市内を主な営業区域とする次の表に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者が運行するタクシーとする。

三島合同タクシー株式会社
富士急静岡タクシー株式会社
伊豆箱根タクシー株式会社
伊豆箱根交通株式会社

ベルタクシー株式会社
平和タクシー株式会社
株式会社 風
沼津市個人タクシー協同組合三島支部
特定非営利活動法人 ひとみ

(3) 三島市内を運行する鉄道で、次の表に掲げる鉄道とする。

伊豆箱根鉄道駿豆線
-----------

(助成券の請求及び支払い)

第8条 助成券を受け取った事業者は、高齢者運転免許返納支援事業精算書(様式第3号)と助成券を翌月10日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受け、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

(助成券の不再交付)

第9条 助成券は再交付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を再交付することができる。

(助成券の返還)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、速やかにその旨を高齢者運転免許返納支援バス・タクシー・伊豆箱根鉄道利用助成券返還届(様式第4号)により市長に届けるとともに、助成券を返還しなければならない。

(1) 三島市の住民でなくなったとき、又は、市内に居住しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(不正使用の禁止)

第11条 利用者は助成券を他人に譲渡し、または不正に使用してはならない。また、使用期間を経過した助成券を使用してはならない。

(助成額の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用された利用額の全部または一部を返還させるものとする。

(1) 申請者が偽り、その他不正な行為により助成券の交付を受け使用したとき。

(2) 使用期間を経過した助成券を使用したとき。

(申請期限)

第13条 第3条及び前条の規定による申請は、運転免許を取り消された日から6か月以内に申請しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に交付された助成券の使用期間については、なお従前の例による。